

令和 3 年度事業計画

1 基本方針

令和 2 年版「高齢社会白書」によると、我が国の高齢化率は 28.4%であり、鯖江市は令和 2 年 4 月現在 26.9%となっています。同白書によれば、高齢化率は令和 18 年には 33.3%に達成すると予測され、国民の約 3 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者となる社会が到来すると推計しています。一方で、白書は就労を希望する高齢者の割合は 84.5%、労働力人口に占める 65 歳以上の高齢者の比率は 13.2%であり年々上昇傾向にあるとしています。また、高年齢者雇用安定法が改正され、事業主に対して令和 3 年 4 月から従来の 65 歳までの雇用確保の義務化に加え 70 歳までの就業機会確保の努力義務が新設されました。

このように我が国の社会状況は大きく変化していますが、高年齢者の就業を促進することは、人口の高齢化や労働力人口の減少が急速に進行する中において、「生きがいの充実」や「生活の安定」、「健康の維持・増進」と相まって我が国の社会経済の維持・発展のために欠かすことのできないものとなっています。

このような状況化にあって、高齢者が長年にわたり培ってきた経験や知識・技術を活かして地域で生き生きと活躍し、社会の担い手として貢献しているシルバー人材センターが果たす役割は、今まで以上に重要であり、地域社会における期待も一層大きくなってきています。

第 2 次中長期計画の 2 年目となる今年度は、昨年度各委員会で協議した行動計画に基づき各種事業に取り組み目標達成を確実なものにしていきます。

特に、今年度はポイント制度を導入し、会員が広くセンター事業に参加協力し、センターの活性化・発展を図る年としていきます。

シルバー事業を運営していく中で、会員の安全就業については最重要事項ですので、今後とも「事故なし安全就業！」を徹底するため、安全委員会を中心に組織をあげて無事故就業を目指します。

会員の増強については、毎月初めに入会説明会を開催し入会促進を図っています。会員のロコミ勧誘のほか、広範囲にわたって入会を募るため、会員増強委員会を中心に役員・会員・職員が「入会」勧誘に取り組みます。さらに、福井県シルバー人材センター連合の「高齢者活躍人材確保育成事業」を活用し就業体験や広報活動を行い会員増強に努めます。

適正就業については、毎月「就業相談日」を開設していますが、出来る限り会員の要望に応えられるよう、適正な就業に努めます。

また、シルバー派遣事業については、業務拡大制度の活用もしながら適正就業を基に発注者と協議し、派遣拡大に繋がります。

指定管理で運営している「ふれあいみんなの館・さばえ」内に、当センターの事務所を設けているので、会館利用者をはじめ地域住民とのつながりをさらに深めながら、普及啓発活動や就業拡大を図ります。

センターの今年度事業収益については、経済状況・派遣への移行・会員数の増が見込めない中、就業マッチングの強化を図り、前年度当初予算同額の309,700千円としました。労働者派遣事業受託収益についても、事務手数料の配分率の見直しがあった前年度の当初予算と同額の3,300千円としました。

2 事業実施計画

(1) 高齢者活用・現役世代雇用サポート事業

人手不足分野・現役世代を支える分野で高齢者（会員）に就業する機会を提供し、①高齢者の生活の安定、生きがいの向上、健康の維持・増進、②企業の人手不足の解消、③地域社会の維持・発展等を推進します。

① 地域・企業のニーズや会員の多様なニーズに対応できる新たな就業機会を開拓していきます。

- ・新たな会員の獲得に向けた地域活動を推進します。
- ・ホワイトカラー層の就業開拓を促進します。
- ・会員の高齢化に伴う後継者の育成を図ります。
- ・ホームページ等により情報を提供します。
- ・地域からの多様なニーズに応えられる体制を作り就業を開拓していきます。
- ・会員の様々な能力を活かした就業開拓を行います。
- ・講習会開催等により後継者を育成し受託率100%を目指します。
- ・シルバー派遣事業を周知し就業拡大を図ります。

(2) 会員増強と資質の向上

① 会員を増加し多様なニーズに応えられる体制を構築します。

- ・ポイント制度を活用し「会員一人が一人の仲間を増やす運動」を展開します。
- ・センターの活動内容をセンター会報や市広報、ホームページ等により発信し入会を促進します。
- ・センターホームページに就業求人情報や講習会などのイベント情報を常時発信し入会に繋がります。
- ・入会希望者には、毎月初め入会説明会を開催し入会希望者の要望を聞きながら、積極的に会員募集に努めます。

- ・高齢者サロンや高年大学などの高齢者団体が集う場での会員募集広報活動を行います。
 - ・地区公民館やハローワークと連携し会員募集チラシを配置するなど広く会員募集広報を行います。
 - ・未就業会員などを対象に、就業に対する研修体制の確立を図ります。
- ② 女性会員の入会を促進する。
- ・女性限定のイベントや入会説明会を開催し女性会員の増強に努めます。
 - ・若い世代での共働きが増えており、シルバーへの子育て支援事業等のニーズも増えていることから、就業希望女性会員の入会を促進します。
 - ・介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型基準緩和サービス A 型（生活援助）実施体制強化のため、就業希望女性会員の入会を促進します。
- ③ 適正就業を図るため、会員と役員・職員等との相談日を毎月開催します。また、会員の要請に応じ随時職員が就業相談に応じます。

（３）独自事業の開拓等

- ・「いこいの広場事業」３コースに新たなコースの開設を検討します。
 - ・会員が生きがいを感じ多くの会員が関われる独自事業を検討します。
- ※ また、平成 26 年度で終了した介護家庭支援事業は、高齢者及び介護家庭から軽微な補修・除雪・ゴミの処理などの相談ごとも多いことから、引き続き実施します。

さらにこれまで同様に日々の健康生活や将来に不安を持った高齢者等が気軽に集える場の提供を行い、当センターが開設している児童クラブと連携し、子供たちと高齢者の交流により、生きがいづくりのサポートを行います。

（４）組 織

- ① 組織の充実・活動
- ・総会や様々なセンター事業に会員の参加、協力を促進するため、ポイント制度を導入します。
 - ・各委員会の活動を強化するとともに複数の委員会を調整する事業運営会議を充実し円滑な事業運営の推進を図ります。
 - ・市内全域に地域班・地区班の組織を確立しその機能を発揮できるような組織体制の構築を推進します。
 - ・事務局の事務手順を見直し事務処理の効率化を図り、適正な役割分担のもとに協力しながら、新たな企画に取り組めるよう事務局体制を充実します。また、関連の研修等へ参加し、職員の資質の向上に努めます。

(5) 安全適正な就業の推進

① 安全・適正就業

- ・重篤事故ゼロ、事故防止対策を図ります。
- ・委員会、研修会等を通じて、会員の傷害・賠償事故防止を含めた安全就業に対する意識の向上を図ります。
- ・定期的に就業先をパトロールし、安全指導を実施します。
- ・車両の運転を含めた交通安全及びマナーに関する意識の向上を図ります。
- ・就業時における安全保護具の着用ならびに安全用具の使用の徹底を図ります。
- ・適正就業の徹底を図り、適正就業ガイドラインの遵守
- ・会員が健康診査やがん検診を受診するよう啓発し、健康の自己管理を推進します。
- ・ヒヤリハットの事例を募り再発防止策等を会員に周知し事故予防と安全意識の高揚を図ります。（ポイント付与項目）

② 令和3年度安全・適正就業月間パトロール計画

実施予定月	場所	実施者		備考
6月	市内現場	安全委員長・理事	安全委員	
6月	市内現場	安全副委員長・理事	安全委員	
7月	市内現場	理事長・常務理事	安全委員	安全・適正就業強化月間
7月	市内現場	副理事長・理事	安全委員	
8月	市内現場	理事	安全委員	
8月	市内現場	理事	安全委員	
9月	市内現場	理事	安全委員	
9月	市内現場	副理事長・理事	安全委員	
10月	市内現場	理事長・常務理事	安全委員	安全・適正就業強化月間
10月	市内現場	監事	安全委員	
11月	市内現場	監事	安全委員	

注 ①安全・適正就業強化月間を中心に屋外作業・企業パトロールを実施します。

②地区安全対策員による安全指導パトロール・・・12月に実施予定

(6) 独自事業、職群班の育成

- ① 障子襖張替えや刃物砥ぎ事業を広くPRするとともに後継者の育成を行い、業務拡大を図ります。
- ② 職群会員相互の連帯感と情報交換により、共働・共助を基本として活動し、技能・技術向上と後継者育成に努めます。

(7) 指定管理者と施設

- ① 「ふれあいみんなの館・さばえ」の指定管理者として、管理運営基本方針を基に利用者のサービス向上に努めるとともに、シルバー人材センターの拠点施設として、効果的な運営管理を図ります。
- ② 鯖江市は、「非常放送設備」、「空調用冷温水機」を経年劣化のため更新します。さらなる利用者の安全確保、快適な施設環境に努めます。

(8) 講習会等の開催

実施機関名	実施時期	参加予定人数	内容
草刈り講習会	6 月	30 名	草刈業務における安全就業と刈払機使用上の注意事項を学ぶ
ハウスクリーニング講習会	7 月	10 名	住宅・施設の清掃の要領および注意事項を学ぶ
剪定研修会	8 月	30 名	剪定作業の基本・運営安全・適正就業等
雪吊り講習会	11 月	30 名	雪吊技能向上のアップを図る
会員研修会	令和4年 3月に 3日連続	全会員対象	3日間のうち、必ず1回受講のこと
草むしり講習会	令和4年 3 月	30 名	安全な作業と健康管理

(9) 地域社会のニーズに対応した事業の推進

① 子育て支援事業

指定管理者で運営する「ふれあいみんなの館・さばえ」内の学童保育については、有資格の会員等が学童保育にあたります。

② 家事援助事業

介護保険による介護予防・日常生活支援総合事業（新総合事業）の訪問型基準緩和サービス（A型）を継続実施し、地域高齢者の生活支援に取り組みます。

③ 空き家・空き地管理業務

現行の空き家・空き地の剪定、除草等に加え、令和３年１月に締結した「さばえ空き家・空き地管理協会」との連携協定に基づき、空き家・空き地管理業務に取り組みます。

④ シルバー派遣事業

実施事務所を開設しているので、適正な就業を推進するためシルバー派遣事業への移行に努めます。

(10) 県連合事業への参加協力

- ・人材育成事業「技能講習」への協力
- ・会員、役職員に対する各種の研修会、講習会
- ・普及啓発活動並びに安全適正就業促進大会等各種行事への参加